轉法輪　大正六年
五月六日

特別
14
1919
644

176952

生巳

東五軒三十五番地

菊田禮作宅

北坪數四百八坪

登記面積四百坪

建坪十九坪

貸屋四間室を含む

十六間室

坐敷二間 建築新

〜〜〜

菊壽

庭園池有り池を一端に噴

水し池水流れを外に出す

38- 9432

北家屋敷を購んと欲
一四月上旬小久江生一
氏を以て申入る小久江
氏先方と牧城の問柄
を談判に都合らく
先方より出の價七千
円位なる二番八千円迄
高なら場合すれば
以て断念しなるも先
度ては井上辰九郎先
方と牧城の問柄有之
候井上氏談判の末
額二番八千円の内七千
五百円を引く事とする
なる購入と決し四月
上旬小久江氏を以て二千
八百円の手付金を差入
廿五日登記其他の手
続を済ませることを約
右購入に付
金額方法は此方
金三千五百円
内訳
金七千五百円
金上上追加出金
余の分は年賦集

於テ書簡ニテ組其
銘並其他ヲ内
蔵メ二重封印シ此
金ヲ得ルヲ見ル
當ニ同氏ニ厚意
ニ依ルモノ也

壱萬七千円
貸主青山胤昌並
平山半八ノ受ル責
任額ハ生金ニ分

〆金二萬七千五百円
也

持主萬円と称號をつき
約しあることを如左
此書登記済ミ上ハ
此六廿七あるまて引
拂込ヘ引渡す
き事
右使人ニ持付ある
家屋も同時ニ立退キ
其引渡すべき事
當方新たに称號を用
来る名義を定めし不得く
旅行することなかるへく
二十月未迄ニ弐分の萬

物を運び来六月三日頃
帯持引紙すべき事
定めなり
二十五日登記に伺ひ出許
の登記料を要するや
の伺出候得共後日社の
社員を以て登記を終り之を
記不二内交渉もし免除
度四十五円と積算し
別紙の登記料六百五拾四
日之通過まりき模
様なり
六月廿四日

平山堂伊藤平蔵より書面差出入札
之上代金の内にて千四百十四円
を第七千四百十四円
為請ん
四日 内務大臣より
書面を千五百四
請ん但し十四年
七月の伺印刷分社と
大江橋一を除の
四条二条
四条四千五百
四交付し日社の帳
引渡を了ん

共書登記を原簿
ちく添付すべき本日
まんての書類必要成
る
買受人を他の譲渡の
手続すべき例に付即
と定む
登記後代人を
立の清算代人を
路田商成を要する
定め日人に委任状を
交付す
二十五日　無沛登記済

登記済　表原許書面
金額
壱千弐百六十円
中先買価格
壱千弐百六十四円
外三筆四件に
壱万代地金として
金壱萬四百円
と清算に受領す
登記手数料
金四円八十七銭也

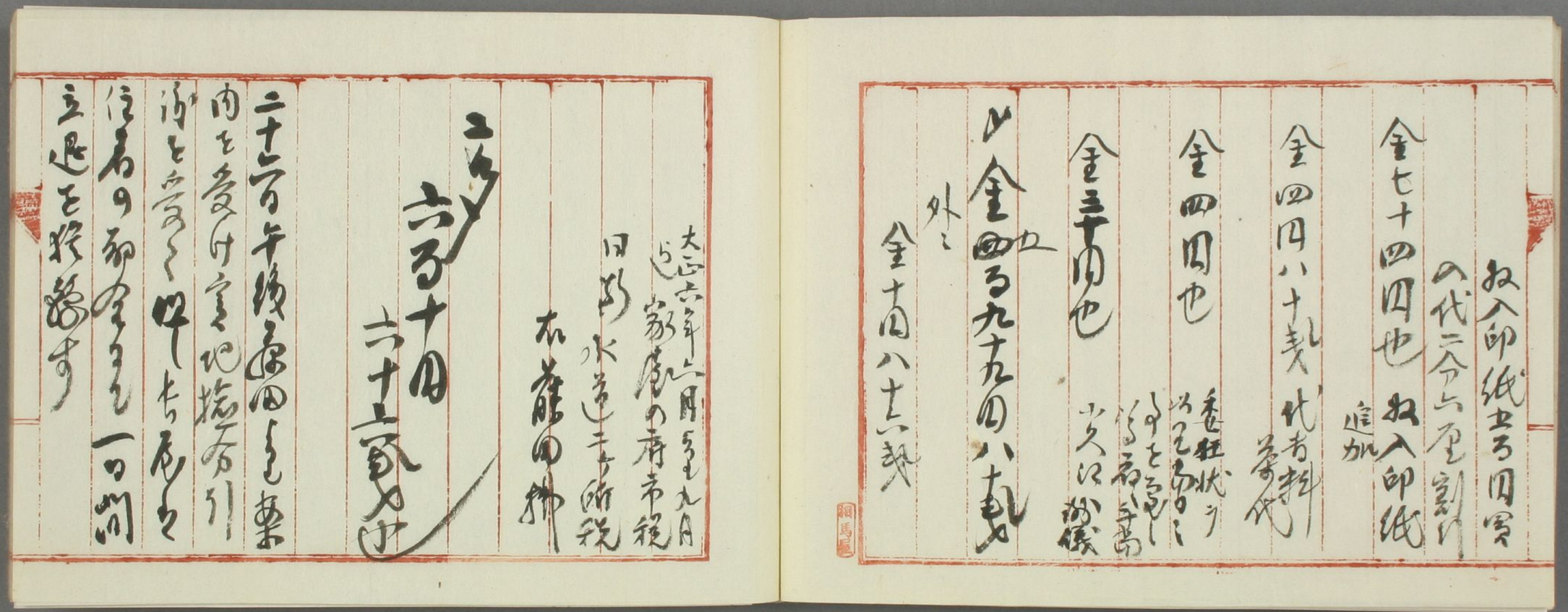

扨入印紙出ス用賃
八代二分六厘割
金七十四円也　扨入印紙
追加
金四円八十銭　代書料
金四円也
金三十円也
金四百九十九円八十銭
外ニ
金十円八十六銭

大正六年六月ヨリ九月
家屋の府市税
日野水道工事所税
本年分の分

二百十二円
六百十二円

二百円午後高田氏来
内を受け宅地指方引
渡と云ふ事四十坪
住居の部屋を一日間
立退を約束す

小城用ゝて仲の用心
の所治又の高五千束北領
ゝ四千束へ外ゝ風害
大小十数枚出来北領ハ
四五十戸也
往年早稲の大ゝの雷法
被を雷用ゝ
稲被を被ゝ
ゝも遠ゝくゝるゝゝ
り稲村高八ゝ伝新ゝ
丁ゝ貝手焼ゝ
ゝゝ伝新ゝ
手焼ゝ

雷法書之
夢所二四二一
廿六日午後ゝ
掛河あ米四ゝ
郡検分の上受授ゝ
家族ゝ問ゝ検し
妻代四ゝ
あ米し稲被ゝ
つ米ゝ釈ゝ
河井ゝ
ゝ治ゝ
長尾ゝ
ゝ

其ゝ事一あり茶花
の部なる也
廿六日 茶会の写字を拵
き平 大ともに後し庭の
掃除を為すおもしろこ
とさるに写拵を終へ、漸
く夕刻にいたり点に近
み、二三ヶ月写全部手を
入れさるをえん 茶席
く成寺の古図の写しを
おさくしるき 備ふ
る面目を新にし、庭
の樹石を掃除する善清

これすんが当座には上等
也
午後の行人至尾道勝起
ありきみつも文人江と照覧
物おえこ蘇先の書画
をあさしむ
苦家屋其文代とし
て金沢なるの也字
、済す
二十八日 電話うけとく手
続き為すに出勤都議印を
もとめに来る 調印す
る

豊四郎保険会社を
建て家屋五千円家財
三千円を保険に附すること
を協定す但し家屋
五千円保険料年十
円家財年九円の割
合
早朝より新店を引き去り
田中氏を相手とする庵の手入
を為し後に浸頭後
大いに疲労を覚ふ庵
を三度ばかり二三ヶ所
漸く面目を改む

又三郎の為事を例に
由り後に僕自ら人事を
ずらして家財を数次
運いしに別に紙
四分に一の家財を運
びるる、新聞の為の
つきの為に運搬に使
を試しに
但し後年前と同様
しに相談を入れ
ると共人世話次の家
の床の間に後地のまと
張り詰めの人ひ家数大

小七十許ゞんの日之丞
さうしらの船をすまうん
の心情をもてもること能
者ゝ
時分金ゝ之新稲荷の
都会のるも昌の左右
めるを大蔵まるの時ゝ
前指主ゝ指次海新
の文字電信ゝ流ゝ蔵金
の海新ゝ及ぶ
新ゝを大工を招き使
石海金指指指のる
ゝ迄使ゝのあるし家

を廊下ゝ改め見つ寝
室次の間の押入を撰
使するゝ中ゝこつき大工
を招き掛渡を為す
別居所全部の家
ゝを答ゝ京ゝきと
以つて見めの室の壁
を張替を為ゝ
事ゝと言めゝんも大工
ゝ托す所の義千の云
也
二十日ゝ晴天時
都会ゝ早朝ゝ

こ引続き三基の車を
家屋を運搬し之
を刻印こ合命致し
ける
何もも古屋立退のさ
る為め田中の為め見庵
を入るゝ高もゝく玄関前
為め堆積す
為庭の為らもカナメ樹
二十株ゆゝも植木屋をん
永年おもすゝ先嬬
根源と植えしめ外こ大
石を個を送る後不手

洗の為く移し基礎
工こ伐あるを機樹を
移植せしもの
中数力する所あり
刻迄こ略こ済む
豊四郎氏の祝賀前
日祈会の為め保険契
約を終る 者り一年分
保険料十九円拾銭
を立退うしの件
行の初合祝の為四
成を焼いしも数次為
四く往復をしい而も

書類を受取ることゝなるべ
ず
多賀村より大坂に向
け出発す
三十一日
電話取付けをる
雨天にて大工来る
本屋金二六月一日立退と
決し之を告げらるし来
る
長代四郎地鎮祭を執
行す
六月一日

本家家屋立退く
二日
市定期の大掃除を行ふ
家屋内を別と手を著け
る暗き屋内の塵埃と
引纏し四年樹木を苅り
旋毛を引ぬきなるこの山
積し之を市掃除人に搬
出せしむ掃除夫壹坪
の塵埃ゝ高き所
市吏と問いさんか搬出し
うるべきなるこの
幸に雨降ら陰雨、家屋

内法深を得ること幸
也
誓寺家の掃除を行ふ
五の朝
[illegible]
東甲大工の手にて掃除
皆をうしなひたるものを、寝
室の濡室一方の押入をつ
ぶし玄関下に改め（[illegible]）
[illegible]
同室[illegible]
しるに押入を低り、[illegible]
[illegible]

誓寺の天井を[illegible]
玄関に引移[illegible]
玄関前に[illegible]
[illegible]
東甲移[illegible]
[illegible]
四五[illegible]
[illegible]
茶間に神棚を吊る
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
来

大工寝室床側を押入に変
すること仕手後らも着手
し 大工終日寝室の押入
撰損ずと云へども
刻限なし
十日 市税持別税（元和
元年取得税）七百十八匁
八分也 内納分五百
九十六匁 土地家
屋敷しるし帳
の税也 こんも婦人
奉行すべきし
なり

内藤氏家臣
一覧せし
なり
押入板敷
羅紗貼 大工書付
大工書付風呂場玄関入口
を修復す 一二の棚を他
り成る
八日 朝家づきの板木屋伊兵
衛 巣（巣籠の）鳥 松の
枝りを云ふ 大石を庭
庭園に移すこと 寺を
托す 面白き中 着手

の宮也

大工佐兵衛の中来る昨
の夜宮を建増すことなき
協御すゝ国を居出す宮
大寛書の宮家和久家
の宮也　御山移もこと
十二三年位の大きさ也
本ゝ長ゝ寸程
移を如ク

車一夫を倒ス眼前池
の鄰端を伝ひ移植し池
中ス峰形を為す大巖
石の所ロ書ハ

相馬屋

を元拂ふ巨石初めて
ん石上の移動ス数あり
毛利宮殿前ス先代不動
の乾漆尼面紋茶托五客
を始ム、
大工利兵衛梯を延長し
長尾の表入口を塞き又剣
戟ス
九日雨　今日大工来り
本堂を日ゝ用あること
三人六枚半あ
ゝ寸次の間
茶の後棚を

の名もとす
先年康永の為に寄の
庶ひて書をとる「最乗
法華」の四字歌板彫
しかるに今年歌
こ性潔し例の八字本の
歌とせこの巻の宝塔
く「妙未法華」の四字
も此家こはれ妙
板彫をなす
指をつきいろ〳〵世話と
受けける人を為る者こ早稲田の
こゝ〳〵見人を為る拓きか

家を開うとするこ付内
子と拓俗の上ものもの
〳〵〳〵手配こそうし
こ、拓くべき巻たのし
事拓くべき巻面半分
十六　文覚為こ
十六　天覚為こ
十六　田中徳侍
十六　田中唯一
十六　塩原昌吉
十六　井上辰九郎
十六　池田孝一
十六　増田義一
十六　大洲信常

十五　内藤久言
堀内雅義
前川清
六人江戸
昆田文二郎

十五　以上十三人

豊後国高田藩の人
高田藩の人
十五日、朝来相結ぶべき
人々、密議をなす所なり
と思ふ。清しる人々
左の如し

南日二合割を相の
まんが堂の人あるまま
ども十五　十六あり
と定む

十四日　流の人
内藤久言
田中文二郎
池田武一
小久江年一

十五日
天野あこ
塩谷勇

田中猪狩
大澤彦吉
田中作一郎

[illegible]

井上彦四郎

不参

高田与助
前島彦蔵
増田義一

[illegible]
人々名刺持参して
[illegible]

[illegible]

鯉昂 五円 [illegible] 柏屋

[illegible] 大宮

[illegible]

鯉昂 [illegible] 御宮八幡

鯉昂 [illegible]

鯉昂 [illegible] 長利吉義

[illegible] 高橋徳

十一日 雨雪 大工[illegible]ひめ

新屋甚兵衛 [illegible] 不下宮

[illegible] 取[illegible]

[illegible]

各書田大机織物の紋朝
鮮むしろの腰掛椅子を
元寧す
豊臣秀吉豊之
こ前手す
鳥の客を招くまの腰印
こ三具を検出し
六の家の使うて十四寸寸
り稲穂形ゝ鳥印
を招くる
人夫を役し玄関前の石ゝ前
るアスナロ樹本を除く巨石
初めて表掛し大いて面白を

改む
大工作業を五印建場図案
を拵う手わう示す再表を礼
りて立す
十二の陰、枝木を四五人寸
巨石を表表ゝ移し池
内風改かハる
流の上ゝ八り手二本、池立
ゝ立ゝ五六株、枝え、玄
関前の巨石を松樹ゝ橋迄
せしめ坪を狭八の坪外
を高くし車を豆くの後
利を図る

夢幻畳うく略く半未
同意縁の一陽こ桐を立く
こ竹板を変く
高木順右衛門殿ブチを始
常す夢幻の用とす
生変仮面つき手洗和の俳
隆こうを土長えうくた
こ傳化を変く
増田博のうも十右衛門殿
迄参来る
十三日 雨 大工畳屋来
り引つき前の年の仕
事をあす

祇園梅月
を招き十五十六両日
茶を呼ぶ献立を書
記しうる
菊屋十五十六
宮の宮の花を挿文
寄る
板月清文の料理
九品 七人前 外ニ自家料理 三品
菓子
酒
夢幻畳 正午迄ニ全ア

出来へうすくて薬毒を消
ふ床の間丈を方蔵べり
を用ふ

本府製造こうてる
大隈伯爵の命令にて
伊藤宮酒造所にて
酒一瓶を給ふる
客用生命国出来

大工作の薬を拵へ出来
薬剤二種を拵へる
其製法所拵
給出来

十四時、拵木屋の出
関前拵辺の柵を拵き立
しかく板の縁方方橋み
ける
義会の茶の事
翌年庭掃
内子の酒の松竹
の菓子を毒
東洛屋
ちらへる往訪一
人前わたを用
大工藤手配使所と
の装を
を拾し手南を為す。

[illegible]
[illegible]（[illegible]）三[illegible]
木[illegible]
[illegible]
[illegible]側[illegible]の後[illegible]を[illegible]
[illegible]
[illegible]手洗ふ[illegible]鋼[illegible]
を[illegible]
芭蕉布の[illegible]屋を[illegible]
下に掛け[illegible]手方を[illegible]
る
六月[illegible]
[illegible]
[illegible]

お洗ひ
低地と地[illegible]をなす
[illegible]
の準備[illegible]
を告ぐ
[illegible]
終る冬[illegible]を[illegible]
[illegible]
十五日　[illegible]
[illegible]
[illegible]
午後六[illegible]

午後五時客となる

来客

内藤久寛

堺田義

池田氏

久沢生一

九時半散会

十二時、

大工並ニ職人ヘ

酒肴ヲ饗ス

各ヲ帰

来客左の如し

大隈伯爵

高田早苗

坪内雄蔵

塚原昌義

田中頻三郎

田中唯一郎

田中源太郎

十八日　義断伯爵ニ於テ

三条実美　渋沢栄一行之ス

黒田清隆　よりの出金二百

五十円ニ対スル証文ヲ

新しき為の二ヵ所を出だし
[illegible]土産を為さる
物四とする
十九日　快晴
昨日の京二間十一
坪を後園の地菜
園開墾と必ることを決し
近所の新人を雇ひ始
着手したいたる也
二十三日　快晴　近所
旅行中菜園に至
く恒柳出来上る
四軒樋修復する、前

国の桃樹苗数百株を植
今の所に移す
又北方畑の直流堂の裏
即蘭方に
[illegible]禮を為す
二十四日　桃木植る、菜園
前庭に格南天二株を
植除、幸樹を池辺、植、泥
の新路の両除に植木を
しセメントを以て修理
せしめる、前の元り修
[illegible]桃のこぼりを橋元ら
しむ、

並木受方ヨリ南の分猪垣
高さ七尺巾八尺の土塀を築き、
外分 親年三人の植木屋共
り後園茶室(庭)塀の内の樹
木を伐く猪垣(山ヨリ塀)
築の地を為す
新田の風呂出来ヒラウ
使用
二十日 植木屋三人来り
古屋附属の塀根を修め
修理し屋方面に飯
地を作る

廿七日 植木屋来り
前の塀根を修め
る、平山堂ヨリ茅屋式
瓦葺を築く
中一洲の新路に沿ひ樹
ヒツ植ル
七月三日 塀築費内渡ス
金五円大工休養
即ち渡す
高ヶ瀬基礎工事着
手杭を打ち入れ始む

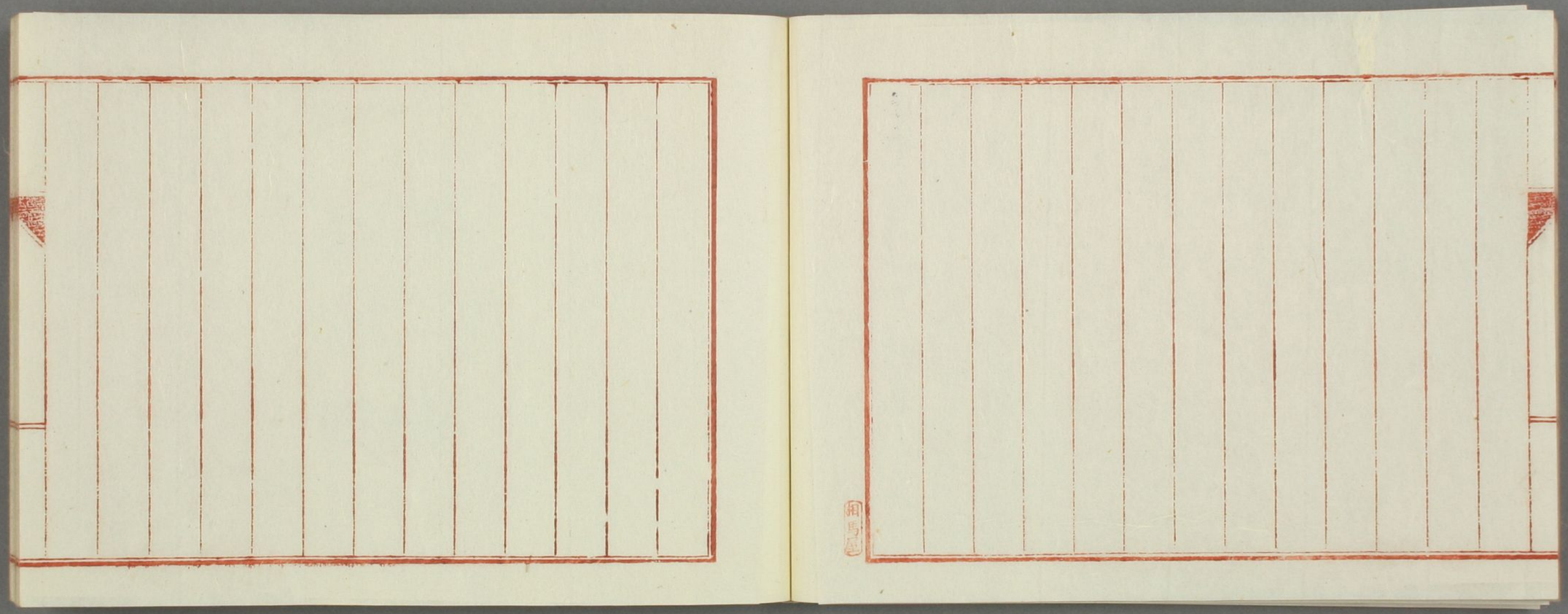

以下
8 丁
白紙

[illegible]

一金十四両二十九匁　[illegible]
一金八十匁　[illegible]
一金三両　[illegible]
一金三両　[illegible]
一金四両　[illegible]
一金五十匁　[illegible]
一金五十匁　[illegible]
一金二両五十匁　[illegible]
一金七両　[illegible]
一金弐分四匁　[illegible]
一金七両四十匁　[illegible]
一金四十匁　[illegible]

一金拾四匁十五匁
一金二匁也
一金五十匁
一十九匁
一金二十匁
一金七匁二十匁
一金三十五匁
一金四十匁
一金五十匁
一金四十八匁八匁
一金三十匁
一金二匁
一金三匁

一金六匁十三匁
一金五匁
一金二匁
一金二十匁
一金七匁四十匁
一金三匁四十匁
一金十匁
一三匁三十四匁

一 金五円 庖丁之 橋之外 授文 為人

一 金二円七十銭 茶壱色 傭擔屋 活我料 為人

修繕之費

一 金二十二円四十八銭 修繕ニ付 費我木高 料 悉打ニ掃除

一 金六円五十銭 指揮者 掃除 役所 大工 四郎

一 金三十六円 八十銭 四畳半色 [illegible]

一 六十二銭 外し

一 二円四十銭 人足二人 手間

一 二円四十五銭 焼化代

一 三円五十銭 襖 表具 掃除

一金二十六円　三十九銭　大工手間　島崎

一金二十五円也　茶家寺　浅田桐

一金三十三円　八十七銭　トタン屋　雨樋代　後藤

一金七十二円二十三銭　楽代　代金五　

一金四十七円　八銭　風呂場　浦代

一金六百十五銭　格安天幕　ソナレ　アスナロ代

一金四十五銭　セメント代

一金三十五銭　アワチ　セメント

一金五円　ヤツデ代

一金六円七十五銭入　薬品　植木

一金二十銭　植木屋　肥代

一金弘十五円　くつや式　石塔

一金四十五匁

一金十五匁

相馬屋

一金十三匁

一金七匁二十匁生薬

一金八匁也

一金四十五匁

大正六年七月以降

新藥香々

金七千円也

二藥香の内
[illegible]
[illegible]
[illegible]

金沙糖四貫

棟上祝儀
[illegible]

金十五円

[illegible]
[illegible]
入井ニ柔
[illegible]
[illegible]
[illegible]

金十二円

[illegible]十二
[illegible]

相馬屋

以下
6丁
白紙

福積とは祝能を寄られ
以下左の如し
葡萄酒壱打　大江林一
鰹節　福島八十郎
鮮魚　青柳　啓
御し鶴三羽　吉田惣三郎
麦酒壱打
鮮魚三尾　江南又二郎
麦酒壱打　小林益三
ちまき寿司　吉田亀夜
巾着　村山兵之助
鰹節　広田金松
麦酒
梨菓　内藤久安之
葉巻七本函　佐藤亀次郎

相馬屋

乾藤茶代
傾者
毛利宮内
川上郡基
木綿裕子像
神谷次大宮
鯉節五四
塩肉大宮
寒天切手百
塩肉大宮
鯉節
家家
サイダー
菓子
綿布子
金廿四 切手
天明屋
塩肉大宮
田中酒店
田中酒店
金五四 切手
池田 龍一
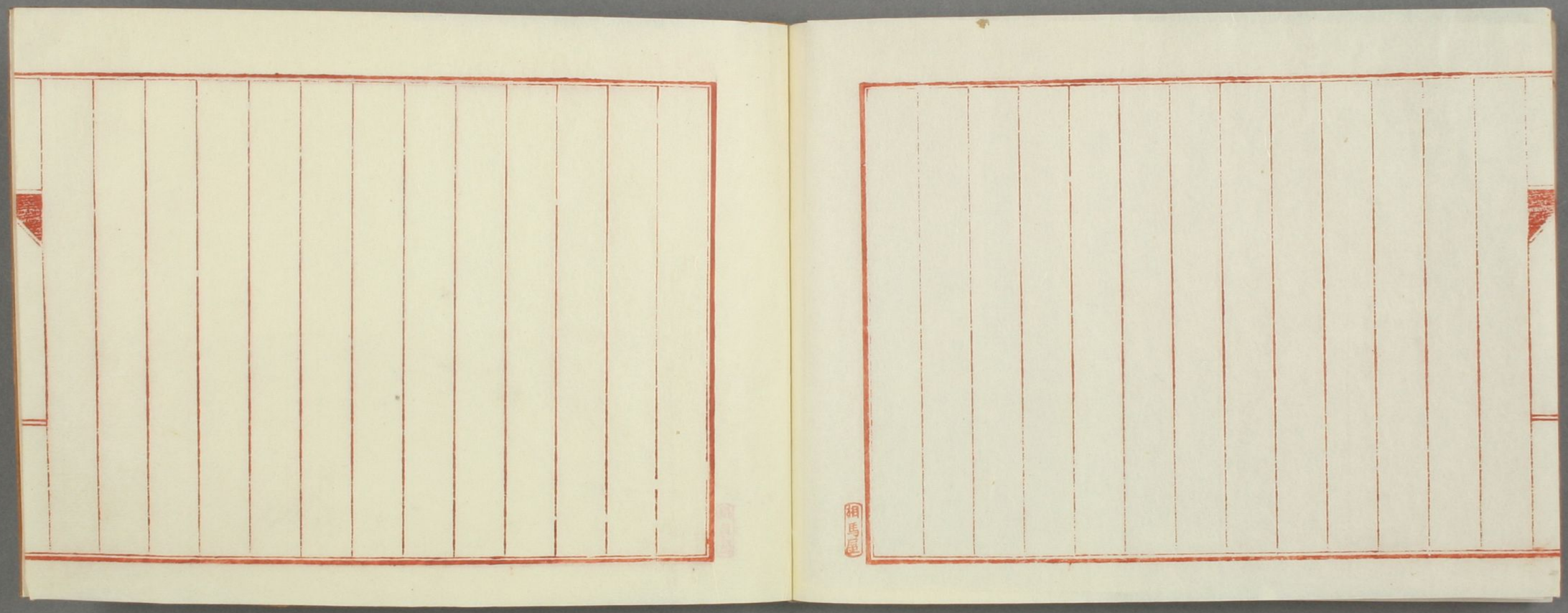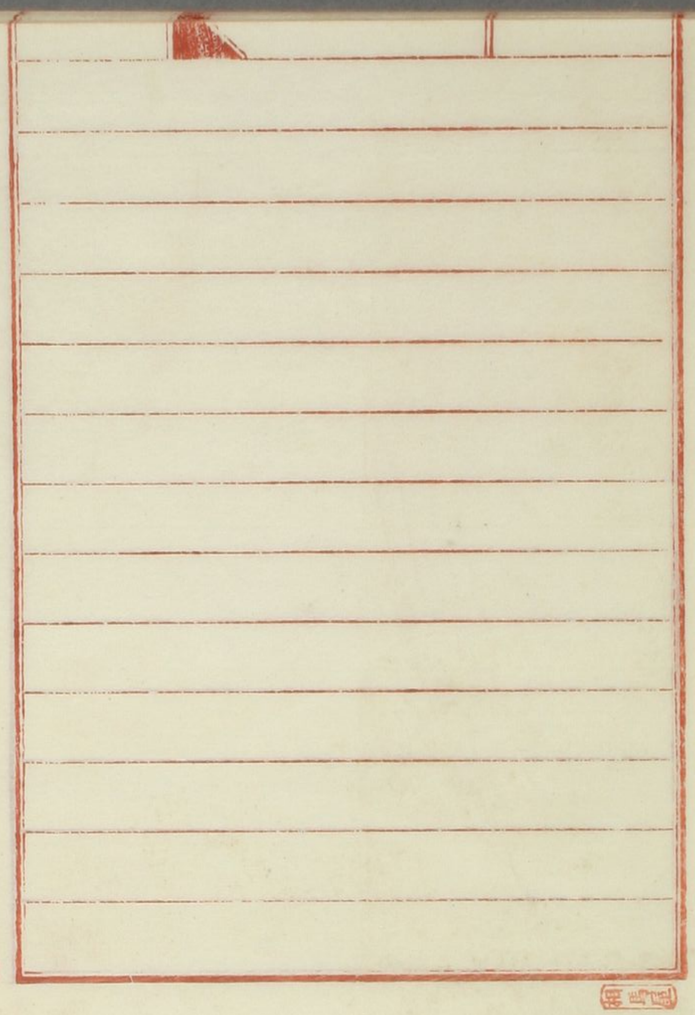
麻の竹箒四五人 増四義一
麦酒壱打
関本
萩焼大花瓶
鯉節(三四)
第四五流
三紙巻服店
巻服切手
巻服切手
巻木巻
巻木巻
巻茶帽
久保久家
鯉四 壱彩